

アマチュア無線による
災害時応援協定書

平成18年4月28日

鈴 市

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿

アマチュア無線による災害時応援協定

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿（以下「甲」という。）と、鈴鹿市（以下「乙」という。）は、災害時における情報の収集伝達に関し、次の通り協定する。

（目的）

第1条 この協定は市内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲のアマチュア無線局が乙に協力して、災害情報の収集伝達（非常通信を含む）を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 アマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（会員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、甲の会員とする。

2 甲は、毎年1回会員名簿の見直しを行い、乙に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において災害とは、災害対策基本法第2条第1号に定めるものとする。

（要請）

第5条 乙は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達上必要と認めるときは、甲に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 甲の会員は、協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、乙に提供することができる。

（連絡系統）

第7条 甲と乙との情報連絡系統は、別で定めるものとする。

（情報収集連絡の訓練）

第8条 甲及び乙は、災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保有するものとする。

平成18年 4月28日

甲 鈴鹿市神戸六丁目3番5号

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿
会長

山本 七雄



乙 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市
鈴鹿市長

川井 光

